

市町長申立て迅速化に向けた手引き

令和 8 年 2 月

兵庫県福祉部地域福祉課

目次

はじめに 後見開始の迅速化に向けて・・・・・・・・・・	2
第1 当市町が市町長申立てをすべきケース (スクリーニングチェック)	
1 後見制度利用の必要性(後見ニーズ)と3つの補充性・・・・・・・・	4
2 後見制度利用の必要性(後見ニーズ)・・・・・・・・・・	6
3 a 他市町ではなく当市町が行うべきか否か(補充性1)・・	7
4 b 他の制度ではなく後見制度利用が望ましいか否か(補充性2) 9	
5 c 親族ではなく当市町が申立てるべきか否か(補充性3)・・	10
第2 申立て検討の流れ・・・・・・・・・・	12
別冊・各要件の解説	
1 a 他市町ではなく当市町が行うべきか否か(補充性1)・・	1
2 b 他の制度ではなく後見制度利用が望ましいか否か(補充性2) 9	
3 c 親族ではなく当市町が申立てるべきか否か(補充性3)・・	12
4 申立て資料、情報の充実化・・・・・・・・・・	18
5 虐待等のケース・・・・・・・・・・	21
6 その他・・・・・・・・・・	26

はじめに

本手引きは、市町長申立て¹にかかる準備・申立ての迅速化を目的とするものです。

同申立ての迅速化を妨げている主な要素として、①必要性の乏しい親族（意向）調査、②どの市町が申立てを行うべきか市町間の調整（と、それに付随する報酬助成制度の不十分な整備状況）、③他の制度利用の優劣判断についての不正確な理解、④裁判所の判断に必要な情報の不足、⑤候補者の未調整、同申立てにかかる要綱の未整備といった事情です。

これらの課題について、先に結論を申し上げますと、①について、2親等を超えて親族の意向調査をすることは不要であるとされています（虐待等の事案ではそもそも調査は省略すべきとされています）。②についても、明確な基準が厚生労働省（以下、「厚労省」という）から示されていることから、自らの市町において要綱が改正されていないことを理由として申立てを引き受けないことは不適當と言えます。③他の制度の利用が好ましい場合にまで成年後見制度²を活用する必要はありませんが、成年後見制度の利用が必要なケースについては市町が責任をもって適切に進めていくべきです³。④また申立て件数の少ない自治体においては、不慣れさから裁判所内での審査が理解されておらず、申立て前に過剰に準備を行ったり、反対に、必要な資料や情報が整えられないまま申

¹ 老人福祉法32条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律51条の11の2、知的障害者福祉法28条

² 特に断りのない限り、本稿では、成年後見制度は、任意後見制度を含まず、後見・保佐・補助の各法定後見制度のことを言います。

³ 成年後見制度の利用の促進に関する法律5条では、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と定められている。

立てを行い、申立後に時間を要しているケースもあります。加えて、⑤一部の自治体においては、候補者なしで申立てを行っている自治体もあり、選任まで時間を要する一因となっています。さらに、申立て基準や報酬助成について要綱が国の求めるレベルに改訂されていないことによって、自治体間で不必要な軋轢を生じさせる結果を招いているケースも散見され、速やかに厚労省の通知に沿った内容とすることが求められます。

本手引きは、全体を2時間で読み終えることができる分量としています。さらに、第1及び第2は、15分で読了できるものとなっており、市町長申立てに初めて着手する市町職員の方にとっても、市町長申立ての基本的な考え方を理解できるようにしています。適宜、参考となる資料は脚注において引用していますので、出典、根拠を確認したい場合には、参照するようにしてください。

申立てが迅速に行われ、審判がスムーズに出されることは、本人及び周囲の支援者にとっても大きなメリットとなるものと思われますので、本手引きをご活用いただき、不明な点は適宜専門職や裁判所に個別に問い合わせるなどしていただき、本手引きが、市町長申立てを担当する市町職員の方にとって有益なものとなり、職務の効率化に役立つものとなれば幸甚です。

市町長申立てマニュアル作成による申立て迅速化に向けた検討会議

メンバー一同

第 1

当市町が市町長申立てをすべきケース（スクリーニングチェック）

【ここでのポイント】

各自治体において成年後見制度の利用を検討する際の中心的な視点は、

- ①成年後見制度利用の必要性
- ②他市町ではなく当市町が行うべきか否か（補充性 1）
- ③他の制度ではなく後見制度利用が望ましいか否か（補充性 2）
- ④本人（または親族）ではなく当市町が申し立てるべきか否か（補充性 3）の 4 点となります。

もっとも、これらの要件は、順番に検討していくものではなく、迅速な申立てが必要とされる成年後見制度においては、複数の要素を同時並行的に検討する必要があることも事実です。後記第 2 においては、これらの各要件についてフロー図でお示しします。なお、虐待等の事案においては、いくつかの検討の省略が可能ですので、別途項目を設けて記載しています。

1 後見制度利用の必要性（後見ニーズ）と 3 つの補充性

当市町において、市町長申立ての準備を進めるべきケースは以下の表 1 の通りです。これらの各要素をスムーズに検討できるか否かによって、申立ての検討から、成年後見人、保佐人、補助人（以下、「成年後見人等」という）の就任までの時間が大きく変わってきます。手続きが迅速に進むことはご本人のみならず、周囲の支援者にとっても大きなメリットとなります。同時並行的に検討できるものとそうでないもの、場合によっては申立て後追完すれば足りるものとメリハリの付けた準備が必要となります。

表 1

後見制度利用の必要性

a

他市町ではなく当市町が申し立てるべき（補充性 1）

b

他の制度ではなく後見制度が好ましい（補充性 2）

c

親族ではなく当市町が申し立てるべき（補充性 3）

市町長申立てをすべきか否かの基準は、一見非常に分かりづらいものですが、後見制度利用の必要性（後見ニーズ）と a,b,c の各要件です。この 3 つの補充性を満たす場合に当市町において、後見制度を進めていくことになります。

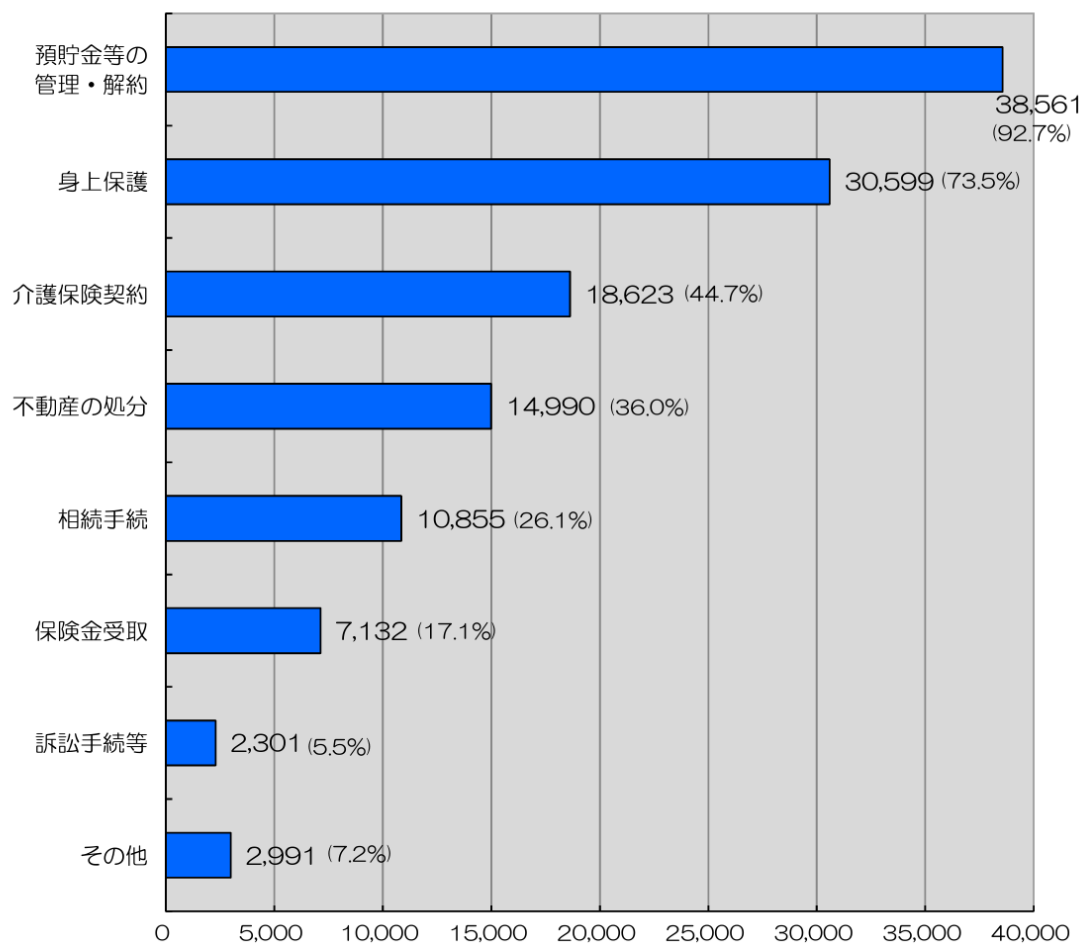
2 後見制度利用の必要性（後見ニーズ）

成年後見制度は、なんらかの必要性に基づき利用が検討されます。

実際、令和6年中において、申立ての動機となったものは、次の通りです。この点については、別冊の2で少しくわしく述べます。

表2 最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況－令和6年1月～12月」⁴より抜粋

（資料7） 主な申立ての動機別件数・割合



⁴ <https://www.courts.go.jp/vc-files/courts/2025/20250313koukengaikyou-r6.pdf>

3 a 他市町ではなく当市町が申立てるべきか否か（補充性1）

当市町ではなく、他市町が成年後見申立てを行うべき場合、当市町が申立てる必要性はありません。しかし、他市町ではなく、当市町が申立てるべき場合には、要綱が未整備であるといった理由によって、申立てをしないことは不適當です。これは、市町間の権限分配ないしは管轄の観点から整理されるものです。

厚労省も、この点については通知を発出し、「市町村長申立ての対象者の住所と居所が異なる市町村である場合における申立て基準の原則については、『市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について』（令和3年11月26日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、精神・障害保健課長、老健局認知症施策・地域介護推進課長通知）においてお示ししたところであり、R4調査研究事業の調査結果では、複数の市町村が関わる案件を本通知により円滑に調整できた事例が確認された一方で、本通知でお示しした原則が当該市町村の要綱に反映されていないことなどから調整が困難であった事例についても確認されました。つきましては、各市町村においては、本通知の原則を踏まえた適切な運用を行うようお願いいたします。また、本通知の原則について各市町村が定める要綱等へ反映がされているか確認するとともに、反映がされていない場合には要綱等の見直しを検討するようお願いいたします。」⁵と重ねて、令和3年11月26日付け通知⁶に沿った運用を行うとともに、要綱を整備する

⁵ 「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求の適切な実施及び成年後見制度利用支援事業の推進について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12304250/001453080.pdf>

⁶ 「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の

よう自治体に呼び掛けています。

a 他市町ではなく当市町が申立てるべきか否か（補充性1）という要件については、別冊・各要件の解説の1で詳しく述べています。

基本的考え方及び手続の例示について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000983170.pdf>、その他同旨の通知として、令和7年9月12日付「市町村申立の実施機関の判断事例」があります。

4 b 他の制度ではなく後見制度利用が望ましいか否か（補充性2）

成年後見制度（法定後見）は、本人が単独で行うことのできる法律行為の範囲を制約するものであるから、他の制度で代替が可能な場合には、それらによることとします。代替的制度がない場合か、もしくは本人の権利利益保護の観点から他の制度の利用が好ましくない場合に、初めて成年後見制度（法定後見）が利用されるべきものと現場で運用されてきました。

このこと自体は、間違いではありません。実際、後見では、「日用品の購入その他日常生活に関する行為」を除き、取消の対象となり、理由は問われません（民法9条）。また、保佐についても、民法13条に列挙する行為については同意が必要となり、同意なくしてなされものは取消の対象となります（同条4項）。補助もその範囲は一定の範囲に限定されるものの、同意なくされた行為は取消の対象となります（民法17条）。

このため、日常生活自立支援事業（社会福祉法81条）の利用により、金銭管理、支払いが可能となる場合にはそれによることとし、任意後見制度（任意後見契約に関する法律）の利用ができるのであれば、利用すべきでしょう。また、法制度ではありませんが、事実上、遠縁であっても親族が金銭管理、支払い、契約における代筆などを本人の意思に基づき行うことも、本人の権利利益の侵害がない限りは、それらの事実上の対応を否定すべきものでもなく、尊重する必要があるでしょう。もっとも、それが行き過ぎて成年後見制度（法定後見）の利用が好ましいのにも関わらず、親族等の事実上の対応に任せてしまうのは、ご本人の権利利益保護の観点からも、好ましくありません。

b 他の制度ではなく後見制度利用が望ましいか否か（補充性2）、

という要件については、別冊・各要件の解説の2で詳しく述べています。

5 c 親族ではなく当市町が申立てるべきか否か（補充性3）

本人又は親族に申立ての意向がある場合に、あえて、自治体が介入して申立てを行う必要性はありません⁷。

この点について、厚労省も、すでに平成17年7月29日の通知⁸で「1 市町村申立てに当たっては、市町村長は、あらかじめ2親等以内の親族の有無を確認すること 2 1の結果、2親等以内の親族がいない場合であっても、3親等又は4親等の親族であって審判請求する者の存在が明らかであるときは、市町村申立ては行わないことが適当であること」としています。この通知を適切に解釈すれば、親族調査はあくまで2親等以内であって、2親等以内の親族調査の結果、3又は4親等以内の親族で審判請求する者が明らかになった場合には、市町長申立てを差し控えるとしか書いていません。このため、4親等までの調査は、すでに平成17年の時点で不要とされています。さらに、平成20年にも、厚労省は、「従来、四親等以内の親族の有無を確認していたものを、四親等以内の親族の有無の確認作業が極めて煩瑣であることも要因となって、市町村長申立てが十分に活用されてこなかったことから、二親等以内の親族の有無を確認すればよいこととした」⁹と記載した通知を出しています。

もともと、虐待の（疑いのある）事案の場合は、この要請は後退

⁷ これは、自助、共助、公助といった福祉の分野における一般原則からも、肯定されるものです。

⁸ <https://www.mhlw.go.jp/content/001211183.pdf>, 63 頁

⁹ <https://www.mhlw.go.jp/content/001211183.pdf>, 68 頁

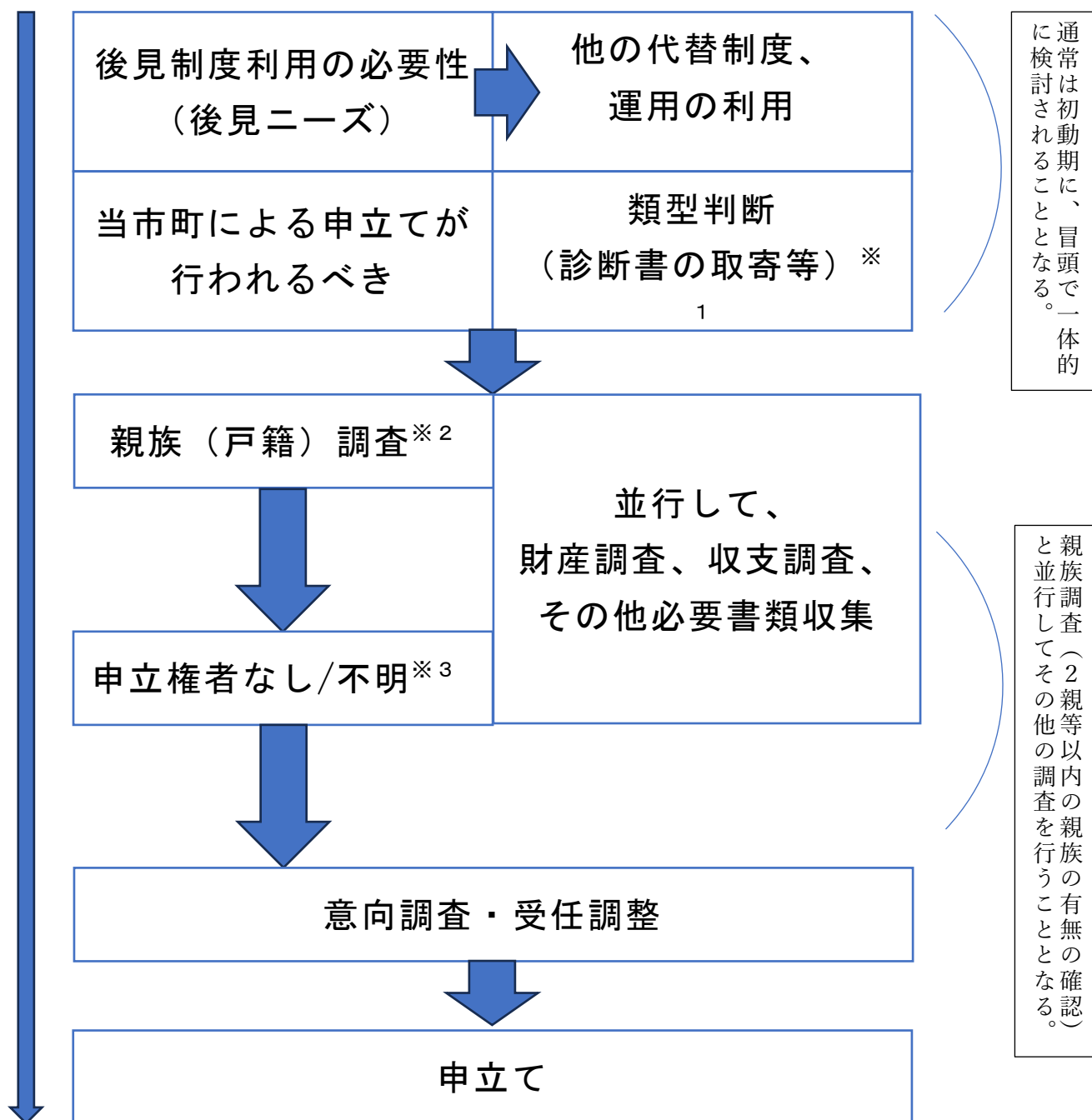
します。なぜなら、本人の権利利益の保護が、自助、共助に勝るからです。実際上も、親族による申立てを行う場合にはどこから情報が洩れ成年後見制度の利用及び本人保護が困難となるケースがあることなどから、本人や親族の申立ては好ましくありません。

c 親族ではなく当市町が申立てるべきか否か（補充性3）という要件については、別冊・各要件の解説の3で詳しく述べています。

第2 申立て検討の流れ

1 成年後見制度利用検討のフロー

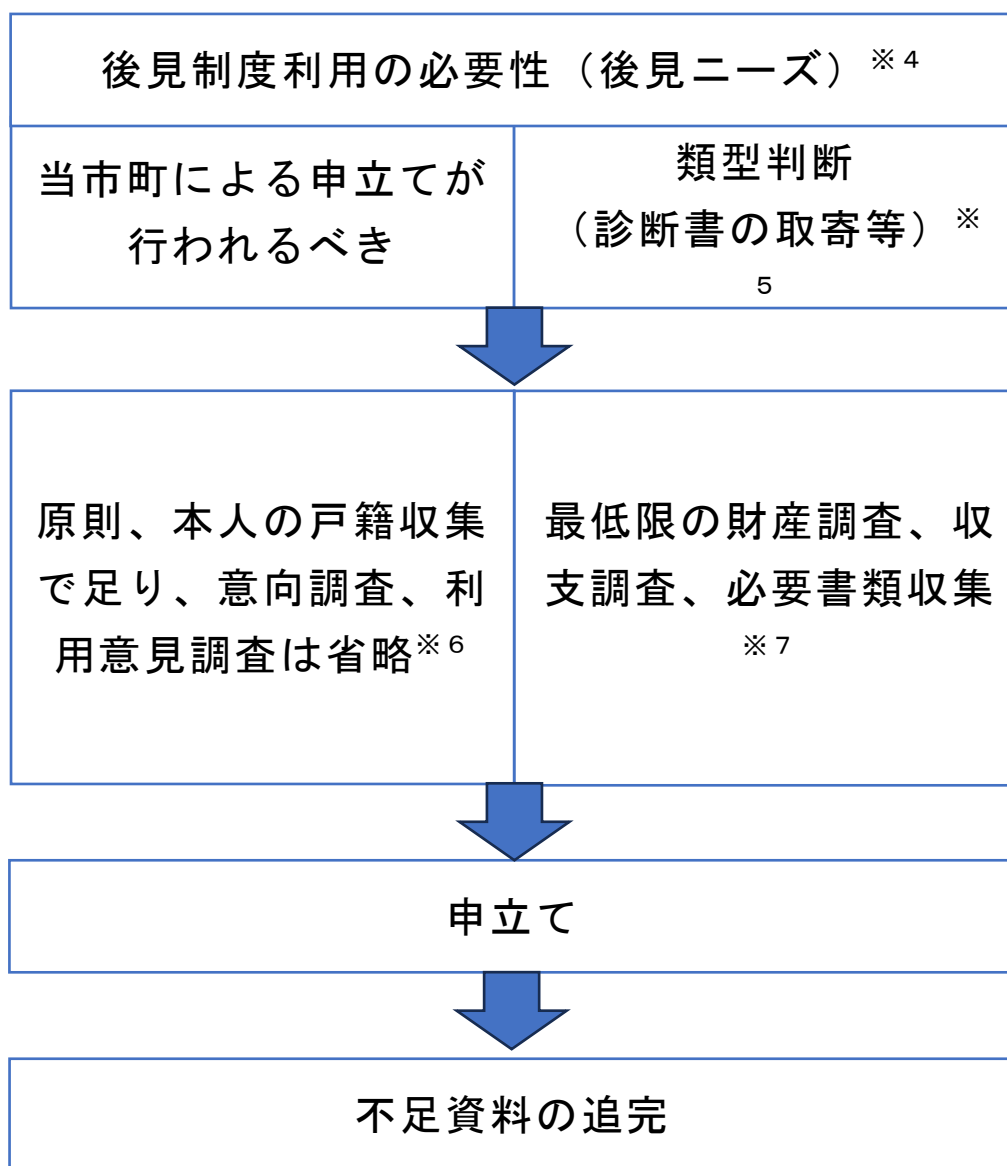
(1) 虐待等以外のケース



- ※1 診断書をこの時点で取得するか、若しくは事前に主治医・支援者等から予想される後見類型についての情報を得ておきます。保佐、補助類型の場合、申立手続を進めるにあたり、本人の同意¹⁰が必要となります。
- ※2 2親等以内の親族まで実施します。
- ※3 2親等以内の親族調査の「結果、2親等以内の親族がいない場合であっても、3親等又は4親等の親族であって審判請求をする者の存在が明らか」となった場合のみ、申立てを控えることになります。

¹⁰ なお、例外的に代理権を付与しない保佐申立ての場合には、本人の同意は不要となります。

(2) 虐待等のケース



本人の戸籍収集と並行して、可能な範囲で受任候補者の調整も行います。

※4 虐待等の事案は、他の代替的制度・運用の利用はなじまないため検討は不要となります。この点については、後記第3の5を参照してください。

※5 前記※1と同様です。

※6 この点については、後記第3の5（3）の説明を参照してください。

※7 最低限、裁判所が開始審判を出すに足るおよその財産額（預金通

帳)、収支（年金額）などを中心に収集することになり、それらも不明な場合には、調査中として申立てを行います。

別冊・各要件の解説

1 a 他市町ではなく当市町が行うべきか否か（補充性1）

（1）申立てをすべき市町についての基準

厚労省は、成年後見制度における市長村長申立てに関する実務者協議において、次の通り、基準を明確化しています。

「○どの市町村が申立てを行うべきかを検討するに際しては、対象者の権利擁護支援が迅速に行われることにより、本人の利益が尊重されることが何より重要である。

○一方で、本人の状態像や生活実態を的確に把握していることや、施設所在地への申立ての過度の集中を防ぐ観点も同時に重要であり、これらの観点を総合的に踏まえると、住所と居所が異なる市町村である場合における審判請求の申立ては、原則として、

- ・生活保護の実施機関
- ・入所措置の措置権者
- ・介護保険の保険者
- ・自立支援給付の支給決定市町村¹¹

等となる市町村がまずは審判請求を行うべきであると考えられる。

○しかし、上記は原則であり、例えば、施設入所が長期化し、施設所在地市町村が、本人の状況をよく把握している場合等において、当該市町村が積極的に申立てることを妨げるものではないことを併せて示す必要があると考えられる。

○ また、居所となる施設所在地市町村や中核機関等が医師の診断書、本人情報シートの作成に係る調整、後見人等の受任調整等に関して、審判請求を行う市町村に対して協力することは、迅速な申立てに資するものであると考えられるため、審判請求を行う市町村の

¹¹ ここに記載された順序に従い審判請求を行うことが多い。

要請に応じ、協力することの必要性についても併せて示す必要があると考えられる。」¹²

そして、同協議及び厚労省の通知¹³では、次の別紙が示されています。

¹² 成年後見制度における市町村長申立てに関する実務者協議の取りまとめについて 令和3年3月31日, 4頁

<https://www.mhlw.go.jp/content/12203000/000763609.pdf>

¹³ 事務連絡令和3年11月26日「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について」のQ & Aについて

<https://www.mhlw.go.jp/content/000983191.pdf>

Q 1 本人が複数のサービスを利用し、保険者市町村と支給決定市町村が異なる場合や、長期入院患者の場合等における市町村長申立てについては、いずれの市町村が市町村長申立てを行うべきか？

それぞれ下表右欄の市町村が原則として市町村長申立てを行うこととする。

ア	生活保護を受給しながら介護保険サービス、障害福祉サービスを利用している場合又は医療機関に入院している場合（※１）	生活保護の実施機関 （都道府県が実施機関である場合を除く。）
イ	措置を受けて介護保険サービス又は障害福祉サービスを利用している場合	措置の実施機関 （措置から契約に切り替わった場合を除く。）
ウ	住所地特例（居住地特例）対象施設に入所し、介護保険サービスと障害福祉サービスを双方利用している場合	対象者の生活の維持にとってより中心的であるサービスを所管する市町村（保険者又は支給決定市町村）
エ	生活保護を受給せず、介護保険サービス、障害福祉サービスの利用もない場合	本人の居住地のある市町村（※２） ただし、長期入院患者の場合は、本人が退院後入院前の居住地に居住することが予定されているときは、入院前の居住地の市町村が申し立てを行うこと。

（※１） 例示として以下のような場合が考えられる。

- ・ 住民基本台帳上、住所は存在するが既に家財等を処分し居所ではなくなっており、現在地（医療機関）には住所を変更できない場合。
- ・ 入院中のため介護保険サービス等は不要である場合。

（※２） 住民票を移さずに別の市町村に居住実態があることも想定されるため、形式的に住所地で判断はしない。

（２）県下において調整した事例

兵庫県において市町間の調整を行った事例は、下表３記載のとおりです。

これらの事例は、いずれも前記（１）で参照した別紙を見ればど

の市が申立てをすべきかは明らかですが、市町間での協議によっては定まらず、兵庫県への調整依頼があったケースです。兵庫県による調整を行った場合、調整がなかった場合に比べて1か月ほどは時間を余分に要することとなります¹⁴。各自治体が自らの責務を果たすべく調整によることなく、申立てを行うことが期待されます。

表3 市町村長申立てに係る都道府県協議事例

	概 要	争 点	結 果
1	【住所地】 ・住所：A市 ・居所：B市（B市の病院に入院中） 【サービスの受給状況】 ・生活保護：B市（県費ケース） ・精神保健福祉手帳はC市で取得、障害福祉サービスの利用なし	・「都道府県が実施機関である場合を除く」の範囲 ・B市の実施要綱上で定めがない場合	・B市で申立て
2	【住所地】 ・住所：D市 ・居所：E市（E市の病院に入院中） H16～D市のグループホーム H26～E市の病院に入院（住民票はD市。E市と本人の関わりなし） 【サービスの受給状況】 ・精神保健福祉手帳はD市で取得、障	・生活実態を把握しているのはどちらの市か	・D市で申立て

¹⁴ 都道府県をまたぐ場合はより時間がかかり、都道府県同士で調整できなければ国に調整を依頼し、さらに時間を要することとなります。

	害福祉サービスの利用なし		
3	【住所地】 ・ 3/31 までは F 市、4/1 から G 市 【サービスの受給状況】 ・ 生活保護：G 市 ・ 介護保険：F 市（住所地特例）	・ 生活実態を把握しているのはどちらの市か	・ G 市で申立て
4	【住所地】 ・ 住所：H 市 ・ 居所：I 市（I 市の病院に入院・H 市の医療保護入院措置） 【サービスの受給状況】 ・ 介護保険：H 市	・ 入所措置の措置権者、介護保険の保険者は H 市だが、本人は I 市での生活を希望している場合	・ H 市で申立て

（３）迅速化に向けたお願い

厚労省は、上記（１）の基準・別紙の明示後も、厚労省の通知に従わず独自の基準で考え、準備を進め、あるいは進めない自治体が少なからず存在していることを重くみて、令和５年５月３０日にも重ねて事務連絡を発出しています¹⁵。そこでは、上記の基準、別紙で示した原則が当該市町村の要綱に反映されていないことなどから調整が困難であった事例についても確認されたこと、各市町村においては、通知の原則を踏まえた適切な運用を行うこと、通知の原則について各市町村が定める要綱等へ反映がされているか確認するとともに、反映がされていない場合には要綱等の見直しを検討するこ

¹⁵ 市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求の適切な実施及び成年後見制度利用支援事業の推進について

<https://www.mhlw.go.jp/content/12304250/001453080.pdf>

とが求められています¹⁶。

各自治体においては、本手引きの配布を期に、少なくとも厚労省通知で示された水準での要綱の改訂、整備が求められます。なお、要綱の未改訂、未整備が直ちに法律上の責任と結びつくものではありませんが、例えば、要綱の未整備を理由として後見申立てが遅滞し、その間にご本人の財産から多額の財産が失われてしまったような場合には、自治体が国家賠償法上の責任を問われるケースがないとは言いきれませんので、十分な注意が必要となります。

（４）「成年後見制度の利用は、本人の権利侵害か」という問いについて

市町の担当者とお話をしていると、成年後見制度は、本人の権利を「奪う」ものであるから、できる限り使わないことが本人の権利利益の擁護に繋がる、というお話を聞くことがあります。このことは、一面では真理を突いているように思えますが、必ずしも正しいものとは言えません。

確かに、後見の場合は、民法上「成年被後見人の法律行為は、取り消すことができる。ただし、日用品の購入その他日常生活に関する行為については、この限りでない。」¹⁷と定められており、成年被後見人の行為は取消しの対象となってしまいます。また、金銭の管理権も原則として成年後見人が行うこととなります。これらの意味においては、確かに一見、権利が制約されているように思えます。しかし、そもそも、後見相当のご本人は、自身での金銭の管理が難しい

¹⁶ 同前

¹⁷ 民法 9 条

状況にあります。また、後見制度利用の必要性があることから、何らかの支援が必要であり、大半はそれが生活や重要な財産の処分に直結しています。

また、専門職後見¹⁸は、ご本人の従前の生活を踏襲するのが通常です。支出は、支援者や市町からの引継ぎを踏まえて、チームで協議しながら決めていきます。さらに、近時は、意思決定支援が必要とされ¹⁹、ご本人がそれまでの生活等からどのようなことを望んでいるのかをご本人の意向を踏まえつつ、チームで協議しながら進めることになります。これを制度的に裏付けるものとして、成年後見制度の利用の促進に関する法律においても、「成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われる」（同法3条）ことが求められています。

むしろ、成年後見制度の利用が遅れたため、必要な支援を受ける時期を逸したり、財産の管理が不十分な状況を認識していながら申立てに至らず財産が減少した場合には、市町が国家賠償責任を追及される可能性も十分存在しますので、注意が必要です。

¹⁸ 専門職後見とは、各地の弁護士会に所属する弁護士、リーガルサポートに所属する司法書士、各地のばあとなに所属する社会福祉士が成年後見人等に就任する場合を言い、親族が成年後見人等に就任する親族後見に対置されるものです。市町長申立ての事案では、通常は、専門職が後見人等に就任することとなります。

¹⁹ 意思決定支援とは、法律上定義があるわけではなく、各種のガイドラインに記載されていますが、例えば、最高裁判所が作成した「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」（<https://www.courts.go.jp/vc-files/courts/2021/20201030guideline.pdf>）では、「意思決定支援とは、特定の行為に関し本人の判断能力に課題のある局面において、本人に必要な情報を提供し、本人の意思や考えを引き出すなど、後見人等を含めた本人に関わる支援者らによって行われる、本人が自らの価値観や選好に基づく意思決定をするための活動」とされています。

（５）自治体に向けてのお願い

いくつかの自治体では、厚労省の通知に沿った内容に要綱をアップデートする必要があります。各自治体におかれては、本来行う必要の乏しい協議を避けるべく、見直しをお願い致します²⁰。

²⁰ なお、見直しについては、今後も、厚労省から通知が発出されることも想定されることから、適宜行っていく必要があります。

2 b 他の制度ではなく後見制度利用が望ましいか否か（補充性2）

（1）他の制度・運用の活用

前記第1の4で述べたように、補充性の観点からすれば、他の法制度が利用可能であり、利用が好ましい場合には、それらの制度によることとなります。また、本人の意思表示を事実上代替的に果たす親族がいる場合も同様です。

他方でこれらは後見ニーズを裏返したものと言えます。たとえば、預金の管理について、親族が存在する場合には、日本では、成年後見制度が高齢者にいきわたっていると言い難い状況ですから、親族が通帳やキャッシュカードを保管し、支払いなどを行っているという現状（運用）があります。このような現状（運用）は必ずしも否定されているものではありません。

（2）親族による代替の可否

親族による代替が難しい代表的なケースとして、①不動産の処分（売却等）、と②遺産分割協議があります。不動産の処分については、重要な財産であることや本人保護の観点から、本人の推定的あるいは合理的な意思の範囲で済ませてしまうということが行われていません（具体的には、司法書士の本人確認において、本人の意思が確認できないとされています。反対に、介護保険制度上のサービスの利用などの多くは、親族の代筆により契約が締結され、サービスが開始されているのが実情です）。遺産分割協議の場合は、親族と本人とが双方とも相続人であるケースが多く、そのような場合は、双方の利益が相反することから、親族が代替して行うのは好ましくありません。

（3）考え方の整理

以上を整理すると、次のような基準を設けて判断するのが良いと

考えられます。

①後見ニーズがあるが、親族による代替が可能であり、親族も協力的

⇒親族による代替で様子を見る

※この場合でも次の点に留意が必要。

ア、親族は医療同意やお見舞いなどは協力するが金銭管理を行いたくない場合には、親族がいても、やはり後見の利用の検討が必要となる。

イ、親族による代替は現時点では奏功しているが、数か月後には困難となる可能性も想定しておく。

②後見ニーズがあり、親族による代替が難しく、任意後見制度又は日常生活自立支援制度による代替が可能

⇒任意後見制度、又は日常生活自立支援制度の利用を試みる

※この場合でも次の点に留意が必要

ウ、両制度の利用を検討した場合、理論上は、利用可能であるが、様々な要素、事情により、それらの制度を進めることが困難であると支援者から指摘されているような場合などには、当初から市町長申立てを行ったほうが良いと思われるケースの場合は、やはり成年後見制度の利用を検討することとなる。

③後見ニーズがあり、親族による代替が難しく、任意後見制度や日常生活自立支援制度の利用に馴染まないケース

⇒市町長申立ての準備を迅速に進めることになる。

※本人の判断能力が後見相当の場合には、任意後見制度や日常生活自立支援事業の利用が困難である。

④上記の他、虐待ケース

⇒市町長申立てを行うこととなる。

※虐待ケースでは、親族による介護保険契約の契約やその他
諸々の契約、サービスの利用も考えられ得るが、親族間において
行政機関の知らない繋がりがあったり、当初は信頼に足りる
ものとしていた親族が突如養護者側と連絡を取り始めたりする
など、虐待ケースは一般の事案とその後の対応も異なるため、
市町長申立てを行う必要がある。

3 c 親族ではなく当市町が申立てるべきか否か（補充性3）

（1）親族調査の範囲

厚労省の通知²¹では、次の通り、記載されています。

（1）戸籍調査の基本的な考え方について

市町村長申立てに当たっては、市町村長は、あらかじめ2親等以内の親族の有無を確認すること。

その結果、2親等以内の親族がいなくても、3親等又は4親等の親族であって審判請求をする者の存在が明らかであるときは、市町村長申立ては行わないことが適当である

同通知を正しく読めば、市町村長が確認すべきとされているのは、あくまで「2親等以内の親族の有無」であることが分かります。したがって、後に5で述べるように、虐待等の緊急事案を除き、戸籍により2親等以内の親族の有無を確認することになります²²。

そして、2親等以内の親族調査を行い、「その結果、2親等以内の親族がいなくても」、3親等又は4親等の親族で申立てをする者がいた時は、市町長申立てを行わないこととなります。すなわち、調査をする範囲は2親等以内で足り、他方で調査がきっかけとなり、①3又は4親等以内の親族が存在し、かつ、②申立ての意向を有するし、能力もあることが明らかとなったと

²¹ 前掲注13・事務連絡令和3年11月26日「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について」のQ&Aについて

²² 令和6年の戸籍法改正により、広域交付制度が始まり、同制度開始以前に比べて大幅に取得までの期間や負担が縮減されています。

きは、市町長申立てを行わないこととなります。②上記通知では、「能力」までは求められていないように読めますが、実際、行う意向を持っていたとしても、i 申立て代理の費用を捻出できない場合や、ii 申立てに必要な資料をそろえることが難しい場合、iii 口頭では申立てる旨述べるが多忙等を理由に遅々として準備が進まないケースは散見されます。したがって、4 親等以内の親族が口頭で「申立てる」と言っているだけでは、確認として不十分であり、明らかに i から iii に該当する場合には、市町長申立ての準備を中断することなく続けていくことが必要となります。

（２）親族の意向調査

親族の意向調査とは、本人の親族に対し、成年後見制度の利用について親族の意向（自ら申立てる意思があるか否か）を問う²³ものです。

すでに特定の 2 親等以内の親族が存在し連絡が付くような場合には、意向を直接又は間接的に確認することとなります。

2 親等以内の親族を把握していない場合には、上記（１）で述べた通り、原則として戸籍調査を行い、親族の存否及び住所地を確認することとなります。

厚労省の通知²⁴では、先の戸籍調査に続いて次のとおり述べられています。

²³ 意向調査の際、例えば、回答期限（例えば、2 週間等）を設けて通知を行うなどスムーズな手続きとするための工夫を行うことが求められる。

²⁴ 前掲注 1 3・事務連絡令和 3 年 11 月 26 日「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について」の Q & A について

(2) 意向調査の基本的な考え方について

意向調査については、親族が申立てを行う意向が確認できないことを理由として申立て事務を中断することなく、迅速な市町村長申立ての実施に努めること。

また、虐待以外であっても、親族の重病、長期不在や居住不明により親族からの申立てが期待できない場合は、省略することができる。

戸籍調査の結果、2親等以内の親族が判明した場合には、意向調査を行うこととなりますが、上記通知で記載しているように、意向確認を行ったが返事がない、住民票記載の住所地に住んでおらず郵便が届かないことなどを理由に「申立て事務を中断」してはなりません。

もっとも、すでに推定法定相続人が判明しており、絶縁状態であるとか、申立てやかかわりを拒否している場合などは、推定法定相続人の範囲を超えて、親族の意向調査を行う必要性は乏しいものと思われます。市町長申立てではなく、専門職による申立て代理のケースにおいても、通常、戸籍調査を行っているのは推定法定相続人とどまり、推定法定相続人が明らかであるにも関わらず、あえて音信がない2親等以内の親族まで調査することは通常行われていないからです。なお、裁判所にとっては、市町長申立てのケースにおいては本人の戸籍や住所地が明らかであれば足り、事後的に2親等以内の親族の戸籍を求めるか否かはケースバイケースであり、これらの戸籍がないからといって申立てを受け付けないといったことは一切ありません。この点は、特に保佐・補助においては顕著であり、ご本人の意向が強く尊重されます。

（３）利用意見調査

利用意見調査とは、親族が申立てをするか否かではなく、本人について成年後見制度の利用をするか否かを問うものです。

利用意見調査については、本来全て省略できるものです。親族の同意があれば裁判所の手続が比較的速やかに進むこと等から、「親族の同意書」は申立書の添付書類とされています。同意書を提出できない場合は、その事情を「申立事情説明書」に記載します。

親族の同意書がなくても、開始の審判が出ているケースは多数存在しています。

裁判所の視点から、同文書の位置付けについて、簡単に説明します。

同文書は、親族が成年後見制度の利用開始、候補者が存在する場合に候補者についてどのように考えているかを問うものです。この文書は、特に親族間に紛争性があるか否か（本人と親族、親族と親族）を判断するものとなり、親族が利用について反対の意向を示している場合には、そのような親族へ対応できる後見人を選任するという方向で用いられます。また、親族間ですでに対立があり、特定の親族から推薦された候補者が選任された場合には、その後、後見事務が滞る可能性があることから、対立の状況などを把握するために用いられます。

なお、厚労省も、「利用意見調査については、制度利用に対する親族の同意は必要とされておらず、利用意見調査表の提出は義務ではない。これを踏まえて、親族の同意が得られないことを理由として申立て事務を中断することなく、迅速な市町村長申立ての

実施に努めること。」²⁵としており、利用意見調査の必要性が乏しく、また迅速化の障害となることを踏まえた通知を出しています。

（４）具体例

以上の（１）から（３）を踏まえますと、甥・姪のみが推定法定相続人であるような場合は、次のように進めることになります。

まず、２親等以内の親族の存否について、戸籍調査を行います。

２親等とは具体的には、ご本人から見て孫又は兄弟姉妹となります。ご本人に婚姻経験がない場合には、原則として、兄弟姉妹の有無又は生存を確認すれば足りることになります。兄弟姉妹がいない場合又はすでに死亡している場合には、２親等以内の親族はいないということになり²⁶、先の厚労省の通知を正確に解釈した場合は、これで足りることになります。すなわち、兄弟姉妹が死亡し、甥又は姪の存在が戸籍上から伺われる場合でも、厚労省の通知によれば、確認する必要があるのは、兄弟姉妹にとどまります（もっとも、兄弟姉妹が生存し、あわせて甥又は姪も生存しており、兄弟姉妹に対する意向確認の過程で、甥又は姪が前記

（１）の②のように、申立ての意向を有するし、能力もあることが明らかとなったときには、申立てを控えることになります）。

²⁵ 市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000983170.pdf>

²⁶ もっとも、珍しい事案として認知、養子縁組が行われていることがないわけではありませんが、通常は、婚姻経験がないときは、兄弟姉妹の有無又は生存を確認すれば足りります。

したがって、甥・姪の存在が戸籍等から伺えるにとどまる場合には、意向調査を実施する必要はない、ということになります²⁷。

（５）自治体に向けたお願い

令和６年３月１日戸籍法改正²⁸により、戸籍・除籍謄本の広域交付が可能（本籍地以外でも取得可能）となり、戸籍調査は自庁で完結できるようになりました。迅速化のため、可能な限り、広域交付により自庁で取得するよう試みてください。

²⁷ もっとも、一定の割合の市町は、事後的な軋轢をできる限り避ける、念には念を入れて、申立ての準備と並行して、甥又は姪まで意向調査を行っている場合があります。その大半のケースでは、申立てと並行した意向調査の結果、申立てを行わないとの回答を得ているようです。たとえば、ご本人が施設や病院に入所又は入院しており、今後も自宅に戻る可能性が極めて乏しい場合、自宅が賃貸物件である場合には、解約が遅くなれば、それだけ賃料の支払いの負担が本人には生じます。また、自宅がマンションである場合には、（実際の売却は慎重に行われるべきですが）専門職後見人の選任時期が後ろ倒しされればされるほど、自宅売却の判断も後ろ倒しされることになり、修繕積立金、管理費、固定資産税などの負担が増えることとなります。

²⁸ https://www.moj.go.jp/MINJI/minji04_00082.html

4 申立て資料、情報の充実化

申立て書提出後、裁判所の内部では、申立て書の受付・審査（補正命令）、事案により調査官調査の実施、参与員面談、専門職団体への候補者の打診・回答、審判といった手続きにより事件が処理されます。申立て書の受付から、審判まで、早くて1～2週間、通常1～2か月²⁹となっています。

申立てまでの期間短縮もさることながら、裁判所内においても如何に迅速に審理してもらうかも重要な視点となってきます。

裁判所内で時間を要する作業のうち、市町が関係するものとして、①申立て書、財産目録の補正、②調査官調査の実施の有無、③鑑定の実施、④候補者の選任があります。少し細かいものになりますが、重要なものですので、申立て時に留意をお願いします。

①申立て書及びその付随書類

・当該後見事務の課題（申立ての動機や理由）があるが、その課題については、身上保護面の課題と財産管理上の課題に分けて記載し、さらに主たる課題はどれかを明らかにされるとありがたい。

・候補者を検討するにあたり、男性が望ましいか女性が望ましいかが問題になることがある。たとえば、本人が女性で過去に性犯罪の被害にあったことがあるような場合には、女性の候補者が望ましいといった記述が必要となる場合がある。

・財産管理面で必要な情報としては、預貯金の管理が誰か、引継ぎがスムーズか、不動産があれば売却の要否、不動産が空き家か否か（居住用不動産の処分の要否）、入院費の滞納があるか否か、将来的

²⁹ 前掲注2、3頁 1月以内が38.4%、1月超え2月以内が33.6%、2月超え3月以内が15.4%と続いており、おおむね1から2か月程度で選任されている状況である。

な遺産分割の予定の有無（未了の遺産分割の有無）、といった事情である。また、収支については、把握できていないとしても可能な限りの記載が必要である（候補者選定の重要な要素である）。把握できていない場合であっても、本件について、当市町の成年後見制度利用支援事業による報酬助成があるかないかについては少なくとも記載が必須とされる。

- ・ 身上面で必要な情報としては、病歴、福祉施設での入所、転所の契約の要否、介護認定の要否、本人の性格やそれとマッチする専門職のタイプなどである。もちろん、申立て事情説明書に必要な事項は原則として記載が必要となる。

- ・ 診断書の記載が本人の状態に沿った内容となっているか申立て前のチェックが必要となる。

- ・ また、診断書記載上の明らかな誤記がある場合には、あらかじめ作成医師による訂正がされていることが好ましい。

②調査官調査の実施

- ・ 本人が施設等に入所しているときは、調査の調整

- ・ ウェブ調査³⁰実施の可否

③鑑定の実施

- ・ 親族間に対立があるような場合で、本人の判断能力がボーダーに近い場合（後見と保佐とのボーダー、保佐と補助とのボーダー）には、鑑定が実施されるケースも存在されることから、そのような事

³⁰ ウェブ調査とは、申立て人等が本人の居所である施設等にパソコンを準備した上で出向き、裁判所の調査官と Teams で接続し、オンラインで本人面接を行うことを言います。調査官の現地への出張が不要となるため、日程的にスムーズな調査が可能となり、審判が出るまでの期間がその分短縮されます。他方で、高齢者の耳が遠くパソコンからの音声から聞き取りが難しいような場合には、ウェブ調査が奏功しない可能性もありますので、その点について注意が必要です。

情があればあらかじめ申立て書に記載されたい。

④候補者について

・市町において、3士会のうち、どの職種に依頼するのが望ましいのか具体的に記載されたい³¹。

・仮に当市町において通常は、各自治体の後見センターなどにより、受任調整を行っているが、本件について受任調整を行ったが候補者が見つからなかった事情などがあればその経緯などについて簡潔に記載されたい。

以上に留意するほか、裁判所は、通常一定の書式により専門職団体に推薦依頼を行っていることから、自治体において、申立て前後において、これらの資料を作成して提出されることがスムーズな選任に貢献することとなるため、提出することが好ましいと思われます。なお、申立て後数日間は、裁判所において上記の点等に関する審査を行っていることから、上記書式は、通常、申立て後、1週間程度を目途に提出すれば足りることとなります。また、後日追完提出する予定の場合は、その旨の記載やメモの添付等をします。

³¹ この前提として、どのような事案について、どの専門職が好ましいかについて一定の基準を市町において持ち合わせておく必要がある。

5 虐待等のケース

(1) 虐待等の事案における基本的な考え方

虐待³²、虐待疑い（以下、「虐待等」という）の事案において、成年後見制度を利用する必要性がある場合、原則として、市町長申立てを行うことになります。

虐待等の事案において、本人や親族による申立ても可能ではありますが、親族から成年後見制度利用に関する情報が養護者に漏れ伝わった場合、親族や本人に対する虐待や虐待疑いの行為がエスカレートする可能性があります。

また、やむを得ない事由による措置³³、契約等により入所、入院などの対応が取られている場合であっても、原則として市町長申立てを行うこととなります。なぜなら、申立てを特定の親族が行う場合、養護者から特定の親族への妨害行為が生じる可能性が、養護者と分離されていない場合に比べて高いからです（これは、分離が行われた場合で、面会制限を伴う場合に顕著です）。また、本人による申立てでも同様です。分離による居所等の変更により本人にとってはさらに重い負担となる場合や、分離が奏功し一定期間が経過すると虐待による権利利益の侵害の意識が薄れ共依存の関係が再燃する事案が見込まれる場合には、本人による申立ては通常好ましくありません。なお、報酬助成を市町長申立てに限定している自治体³⁴は、本人が成年

³² 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第2条4項にいう養護者による高齢者虐待及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第2条6項にいう養護者による障害者虐待をいう。

³³ 老人福祉法第10条の4第1項若しくは第11条第1項の規定による措置、身体障害者福祉法第18条第1項若しくは第2項又は知的障害者福祉法第15条の4若しくは第16条第1項第2号の規定による措置をいう。

³⁴ 厚生労働省・社会・援護局障害保健福祉部・障害福祉課地域生活支援推進室・

後見人等への報酬を支払う資力がない虐待等の事案では、必ず市町
長申立てによる必要があります（なぜなら、虐待等の事案では専門
職が後見人となりますが、報酬助成がない場合、虐待に対応できる
専門職後見人の確保が困難となるからです）。

（２）親族調査の省略の背景

虐待等の事案においては、通常の事案と比べて、速やかに成年後
見人等を付ける必要があります。なぜなら、やむを得ない事由による
措置などにより分離が行われていても、それは一時的なものであ
り、いわば、ご本人の安心・安全な生活のための「応急対応」に過
ぎないためです。また、分離が行われていないケースであっても、虐
待等の事案では本人の権利利益が何らかの形で侵害されていること
から、速やかに成年後見人等を付けるニーズはより強いものとなり
ます³⁵。

他方で、厚労省の調査³⁶によっても、「市町村長申立てに関する課

老健局認知症施策・地域介護推進課、令和４年１０月１７日、「成年後見制度利
用支援事業の適切な実施について」においては、「成年後見制度利用支援事業を
実施していない市町村が存在するとともに、対象を限定している市町村があるこ
とが認められ」、「全国どの地域においても成年後見制度を必要とする人が制度を
利用できるよう、成年後見制度利用支援事業の適切な実施について」検討し、
実施に「必要な予算の確保」が求められています。

³⁵ 高齢者虐待防止法 28 条が「(成年後見制度の利用促進)」として、国及び地方公
共団体に対して、「高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並び
に財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見
制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のため
の措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなけれ
ばならない」と定めていることはまさにこの趣旨を示したものです。

³⁶ 令和４年度老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分） 「成年
後見制度における市町村長申立ての適切な実施及び 成年後見制度利用支援事業の
推進に関する調査研究事業」 報告書 46 頁、https://www.jri.or.jp/wp/wp-content/uploads/2023/05/R04rouken128_01.pdf

題として「戸籍調査に時間を要する」と回答した市町村は
83.3%³⁷[76.8%]³⁸で約 8 割を占めている。」とされています。

(3) 省略の根拠

親族調査は、

- ①親族の有無を確認する「戸籍調査」
- ②親族が後見申立てを行う意向があるかを確認する「意向調査」
- ③（親族が後見申立てを行う意向の有無は関係なく）成年後見制度
を利用開始すること等への意見を確認する「利用意見調査」

の 3 つがあります³⁹。

このうち、意向調査については、令和 3 年の時点において 6 1 %
市町村がすでに、虐待案件等の緊急時において、「省略するほうがよ
い」と回答しています⁴⁰。同アンケートが令和 3 年通知の発出される
前に実施されたことに鑑みると、現時点においては、より多くの市
町村が虐待等の事案では、意向調査を省略してるものと思われます。

厚労省は、上記のアンケート結果や実務者協議を踏まえて、以下の
ような通知を発出しています⁴¹。

³⁷ 高齢者対応部署の回答割合

³⁸ 障害者対応部署の回答割合

³⁹ 前掲 7・成年後見制度における市町村長申立てに関する実務者協議の取りまと
めについて 令和 3 年 3 月 31 日、8 頁

⁴⁰ 前掲 7・成年後見制度における市町村長申立てに関する実務者協議の取りまと
めについて 令和 3 年 3 月 31 日、9 頁

⁴¹ 前掲注 2 5・市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に
係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について

・意向調査については、虐待等の緊急事案においては省略することができること。

一方で、戸籍調査を行う過程で他のキーパーソンが明らかになった場合や、成年後見の申立て後の支援等を考慮するに当たって調査を実施した方が良いと判断した場合等においては、各市町村の判断により意向調査を実施することができる。

ただし、虐待者に成年後見制度利用の意向が伝わり、状況等が更に悪化することが想定されることから、実施に当たっては十分留意すること。

このように、虐待等の緊急事案においては、意向調査は省略が可能であることがあえて、明示されています。また、成年後見制度利用の意向が伝わり、状況等が悪化することから、実施に当たっては十分留意することもあわせて明示されています。

したがって、意向調査については、原則として省略するものとして考えて差しさわりのないものと思われます。

また、戸籍調査については、次のように述べています。

・戸籍調査については、本人に対する権利擁護支援において中核を担うキーパーソンの把握という観点から、虐待事案等においても原則として実施すること。

ただし、事案の緊急性が高い場合で、2親等以内の親族が遠隔地に住んでいる等の理由により戸籍情報の取得が遅れる場合においては、現状において把握し得る情報をもって速やかに審判の申立てを行った上で、並行して戸籍調査を行うこともあり得ること。

この記載から分かるように、戸籍調査は、あくまで、「本人に対する権利擁護支援において中核を担うキーパーソンの把握という観点」からなされるものであり、申立て権者の確認を目的として行われるものではありません。申立てを実施するか否かについて確認することを目的として行われるものではありません。

また、虐待等の事案においては、迅速な申立てが必要とされることや、2親等以内の親族調査を行うと昨今の戸籍の照会事務や郵便事情を踏まえると、自庁で全ての戸籍が揃う場合などを除けば、原則として、速やかに申立てを行ったうえで、並行して戸籍調査を行うケースが自ずと大半を占めることになると思われます⁴²。

次に利用意見調査については、先に述べたように、法律上義務とはなっていないものです。このような点を踏まえて、虐待等の事案では、厚労省は、次のように述べています。

⁴² なお、戸籍・除籍謄本の広域交付を利用すると、自庁において、短期間に戸籍調査（甥姪等の親族の把握）が完了するため、権利擁護支援の中核を担うキーパーソンを把握した上で、迅速に申し立てることが可能となっています。

・利用意見調査については、キーパーソンの把握や推定相続人の意見確認という観点から任意で調査を行う場合、意向調査と同様、親族へ調査することで虐待者に成年後見制度利用の意向が伝わることで、状況等が更に悪化することも想定されることから、慎重に実施すること。

6 その他

(1) 診断書取得の時期及び内容

診断書の有効期限は、3か月となっています。

このため、診断書取得から3か月を経過した後に申立てを行う場合には、再度診断書の取得が必要となります。

自治体によっては、①診断書を取得した後、その類型に従い、庁内の手続を進める自治体のみならず、②ある程度、あたりを付けた上で（主治医や支援者などの情報から類型を想定した上で）他の書類が揃い申立て時期の目途が立った時点で診断書を取得する自治体もあります。

病院などに入院している場合、かかわりの当初は、ADLが低下していたが、入院治療により回復し、ADLや認知機能が回復するケースや、逆に、入院当初は比較的元気であったにも関わらず、入院期間が長期化することにより徐々に認知機能が低下する高齢者もよく見られます。

特に、当初は、補助相当、保佐相当であり、特定の行為についての同意権や代理権付与を想定していた場合、調査官調査において、権限の要否については比較的慎重に検討されることになりますので、調査官調査までに認知機能の衰えが顕著に見られる場合は、改めて、診断書を取り直す必要が出てくる場合があります。

他方で、当初は、後見相当であったものの、その後、認知機能の回復により、保佐相当程度の判断能力があるようになった場合にも、本人の権利利益の制約の範囲を最小限にするという観点から、診断書を取り直すことが好ましいと言えます。

（２）報酬助成に関する要綱整備のお願い

従前、県下の自治体においては、成年後見人等の報酬助成の範囲を、市町長申立てに限定している自治体が大半を占めていました。

しかしながら、報酬助成の必要性は、市町長申立て事案か否かとは関連性が乏しいことから、現在においては、報酬助成は、市町長申立てに限らない自治体が多数を占めています。

この点、厚労省の通知⁴³においても次のように述べられています。

⁴³ 厚生労働省・令和４年１０月１７日付「成年後見制度利用支援事業の適切な実施について」、<https://www.mhlw.go.jp/content/001001934.pdf>

「第二期成年後見制度利用促進基本計画」（令和４年３月２５日閣議決定。以下「第二期計画」という。）において、市町村により実施状況が異なり、後見人等が報酬を受け取ることができない事案が相当数あるとの指摘がされている。全国どの地域においても成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるよう、市町村には、同事業の対象として、広く低所得者を含めることや、市町村長申立て以外の本人や親族による申立ての場合の申立て費用及び報酬並びに後見監督人等が選任される場合の報酬も含めることなど、同事業の実施内容を早期に検討することが期待される。とされたところであり、また、同計画のＫＰＩにおいて令和６年度末までに市町村による適切な実施のための必要な見直し等の検討とされたところです。

この通知を踏まえると、少なくとも、令和６年度末までには、自治体において、①報酬助成の対象を市町長申立てに限定しないこと、②生活保護以外の低所得者の申立て費用や報酬助成、③後見等監督人の報酬助成を行うことが求められています。

近年、専門職後見人のなり手が不足し、地域によっては、専門職後見人による受任が難しいといった事情が生じていることから、報酬の確保はもはや避けては通れないものとなっています。

以上